

# 告示

## 埼玉県告示第千三百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―一九―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市児玉町蛭川字樋越千六十五番一、千六十六番二、千六十九番

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百七十五・五一立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇九五立方メートル毎秒